

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

(株)オリエント保険サービス

TOPIC

100年振りの保険法改正で何が変わるのか？

シリーズ ②

「医療保険分野」に新规定 濃い消費者への配慮

前号では「なぜ、保険法が改正されたか」について見ましたが、今回は「消費者にどう影響するか」について見てまいります。

保険法の構成

新保険法の条文の全体像は、以下のようになっています。

総則	保険法の趣旨や定義が書いてあります。
損害保険※	損害保険契約に関する事項を定めています。
生命保険※	生命保険契約に関する事項を定めています。
傷害疾病 定額保険※	傷害疾病定額保険契約に関する事項を定めています。
雑則	時効や保険会社の破産について定めています。
付則	実施日や経過措置を定めています。

※それぞれの保険契約ごとに成立、効力、保険給付などに関する規定が設けられています。

このなかで、特に注目するのは次の2点です。

(1) 傷害疾病定額保険

今回の保険法改正のポイントの一つがこの傷害疾病定額保険契約の規定を定めたことです。損害保険でも生命保険でもない、いわゆる「第三分野の保険」に関するもので、傷害保険、医療保険、がん保険などがこれに該当します。

今までの保険法には、こうした比較的新しい第三分野の保険に関する定めがありませんでしたが、被保険者（保険の対象になる人）や保険金受取人（保険金受取人として指定された者）の保護に関する規定が盛り込まれました。

(2) 施行日と経過措置

新しい保険法は2010年4月1日から施行されました。この日を境に保険契約者や被保険者が不利になる保険約款を作成しても無効になります（「片面的強行規定」）。2010年4月1日以前に締結した保険

契約でも新しい保険法の一部の規定が適用されます。

消費者への影響は

保険法が変わることによって保険会社では約款の改定作業を進めていますが、消費者への影響はどのように変わるか、そのいくつかをまとめました。

(1) 告知義務

保険は、消費者（保険契約者・被保険者）が持っている危険を保険会社に引き受けてもらうことです。その危険に関する情報は消費者が知っているのので、保険会社に告げてもらわねばなりません。これが「告知義務」です。告知義務事項は危険に関する重要な事項であるため保険法に明記し、実務上も申込書やパンフレットで明らかにしました。

(2) 保険金の支払期限

保険金の不払い問題も保険法の改正に影響を与えました。それが保険金支払期限に関する規定の新設です。保険金の対象となる事故が起き、保険金の請求を受けると、保険会社はその請求が保険金支払事由に該当するか、損害額はいくらになるかなどを調査します。しかし、こうした期間を保険会社任せにしているのは被保険者の権利が害されるおそれがあるため、保険法では「相当の期間」という概念を設け、これを超えると遅延利息が生じることを明らかにしました。

(3) 賠償責任保険における被害者の救済

賠償責任保険は、加害者である被保険者が被害者に対して被る損害賠償責任を補償し、保険金は保険金請求権を有する被保険者に支払われます。

それが確実に被害者に渡るよう、保険法で被保険者が保険金請求権を行使できる場合を限定して、結果的に被害者が保険金をもらえるよう明記したものです。



こわい就寝中の火災

平成20年中の全国の住宅火災は15,614件（放火を除く）となっており、建物火災の約6割を占めています。また住宅火災による死者は1,123人（放火自殺者等を除く）で、建物火災による死者の9割を占めています。（平成21年版消防白書）

住宅火災による死者の減少

東京消防庁において、過去5年間の年末年始を中心とする2か月間の住宅火災による死者数は、4年連続で30人を超えていましたが、今期の2か月間では18人に減少しました。

住宅用火災警報器の設置による奏功事例

昨年12月から今年1月までの間、東京消防庁に報告された住宅用火災警報器の奏功事例は83件となり、昨年同時期に比べると3倍以上となりました。その奏功事例の一部をご紹介します。

事例1：就寝中に不始末のたばこから出火

原因は、男性の寝たばこによるもので、たばこの火種がベッド脇の衣類に着火したことにより火災が発生しました。就寝中の男性は、寝室に設置された住宅用火災警報器の警報音に気づき、屋外へ避難しました。（負傷者3名）

事例2：火にかけたままのフライパンから出火

男性は調理中に台所を離れて、テレビを見ているうちに寝てしまいました。うたた寝をしていた男性は、台所の住宅用火災警報器の警報音に気づき台所を確認すると、フライパンから煙が上がっていたので、玄関に置いてあった消火器で消火しました。（負傷者等なし）

その他の奏功事例も、東京消防庁のホームページ上の「住宅用火災警報器」に掲載していますのでご覧ください。

(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/jyuukeiki.html>)

リコール・社告品等からの火災事例

また、出火原因の中には、身近

な製品の不具合等による火災が発生することもあり、その製品がリコールとなることがあります。

東京消防庁では、当庁管内のリコール・社告品等に起因した火災をホームページ上の「製品からの火災事例」で公表して注意を呼びかけていますのでご覧ください。

(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-cyousaka/seihin/index.html>)

住宅用火災警報器は火災の早期発見にきわめて有効です。皆様のご家族の安心・安全を守るため、住宅用火災警報器の早期設置をお願いするとともに、火災予防の知識を高め、身近なものからの出火防止に取り組んでください。

(東京消防庁予防部)

米英で効果実証済み

アメリカでは1970年代後半には火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、2002年には住宅用火災警報器等の普及率が90%を超え、死者数が3,000人弱と、ほぼ半減しています。

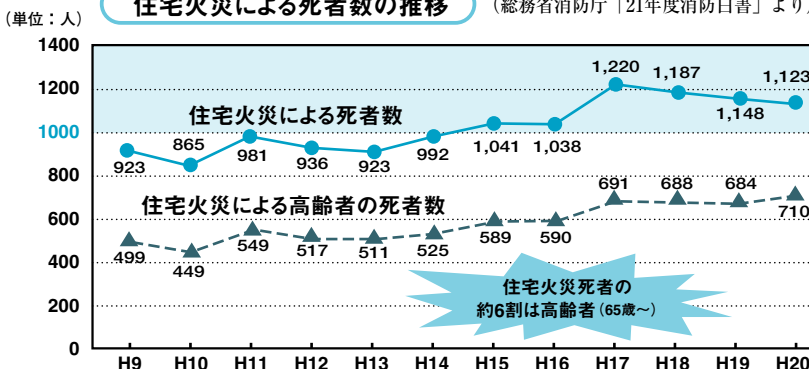
イギリスにおいても、同様の傾向がみられます。

(総務省消防庁ホームページから)

注：「住宅用火災報知器の設置」については消防法及び市町村条例によって、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村条例により定められた日から、すべての住宅への設置が義務付けられました。

なお、平成21年12月時点の普及率は52%に上っています。

住宅火災による死者数の推移 (総務省消防庁「21年度消防白書」より)



日本でも3分の1に 日本の住宅火災でも住宅用火災警報器が設置されていた場合と、設置されていなかった場合の死者数を比較すると、前者は後者の3分の1となっています。



厳しさ増す外部の目、喉元過ぎれば熱さ忘れる従業員の習性

東京海上日動リスクコンサルティング(株) ERM事業部 経営リスクグループ 小室 美絵

2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行されて以来、個人情報の取扱をめぐる世間の関心は格段に高まったものの、USBなどの大容量記憶媒体を介した個人情報の大量紛失、ファイル共有ソフトを経由した私有パソコンからインターネット上への顧客情報流出、元従業員や派遣社員による顧客名簿の不正持ち出しから転売まで、個人情報漏えい(未遂)事案は枚挙に暇がない状態です。

事故が発生しないことを保証できるか?

日本ネットワークセキュリティ協会の統計速報によると、個人情報漏えいに伴う2009年度上半期の被害想定は人数規模にして231万9,003人、賠償総額では1,545億5,887万円に上っており、この不況下でのダメージの深刻さが窺えます。特筆すべきは漏えい原因の半数以上が管理ミス、続く2割強が誤操作にあることです。インターネットが日常生活の隅々に浸透した今もなお、ミスをするのが人である限り、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入といったシステム側のセキュリティ対策のみで万全を期すことは不可能なのです。

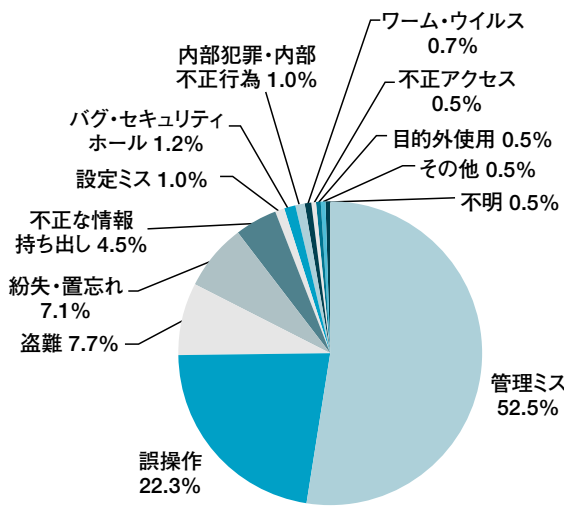
プライバシーマーク制度活用への動機

情報漏えいを未然に防ぎ、万が一漏えいした際の被害や影響度を

最小限に止めるには、自社で取り扱う個人情報の種類や利用目的、その重要度を全従業員に正しく認識させることが先決です。業務の流れに潜むリスクを洗い出し、組織が抱えるトータルリスクを把握した上で、より緊急性の高いリスク対策に優先投資する適時的確な経営判断が望まれます。また組織の

脆弱性補強および対応力の底上げには、情報伝達経路の末端に位置する従業員への地道な周知徹底努力が必要不可欠です。加えて、商品・サービスの提供過程を部分的に外部委託する大手メーカーや大手保険会社は、委託業務に付随して下請け企業や保険代理店が取り扱うこととなる個人情報についても、自社従業員と同等の管理責任を負うこととなります。そのため、委託先における管理状況の点検・確認に要する費用や労力を削減すべく、『プライバシーマークの取得』を委託先選定条件に掲げる企業が増えています。

逆の視点に立てば、数ある下請けメーカーや代理店の中から常に選ばれる企業であり続けるためにも、個人情報を安心して託せる企業としての証を兼ね、商取引や入札の機会獲得・対象拡大に資する



【図】漏えい原因

(出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会 2009年上半期速報版情報セキュリティインシデント調査報告書)

差別化要素を手にすることは喫緊の課題と言えます。

企業が追求すべき付加価値とは?

『プライバシーマークの取得』という明白なゴールの設定が組織の求心力を高めます。経営者が個人情報保護方針を陣頭表明した瞬間からステークホルダーによる遵守状況診断が始まるため、緊張感も保たれます。リスク評価を基に業務設計を見直す試み、対策の実施状況や有効性の点検・検証過程を次期改善計画に反映していく地道なプロセスこそが、身の丈に応じた『個人情報保護』の取り組みなのです。取り組みの前後を比較した際、業務品質やサービス品質の差が実感できたなら、それが答えではないでしょうか。



「プライバシーマーク制度」とは? 個人情報の取扱に際して組織が構築した仕組みや手続き、その運用体制などを、JIPDEC*がJIS規格(JIS Q 15001:2006)の要求水準に照らして第三者の立場で評価・認定する制度。*財団法人 日本情報処理開発協会

春は『肝』に注意

「増甜」で気力養おう!

新しい命が芽吹く春は、私達の身体の働きも活発になります。春は身体も心もエネルギーをどんどん使う季節になるので、元気な人にはとても心地よく身体を動かす季節。しかし、身体の弱っている人にとっては少々負担になる季節でもあります。

春に負担かかる『肝』

特に春に負担を感じやすい臓器は『肝』です。ここで言う『肝』は解剖学的に言うところの『肝臓』ではなく、東洋医学で使われる『肝』であり①血を造るところ、②気を巡らせ五臓の働きをスムーズにするところ、③精神をコントロールするところを意味します。春の陽気を受けて『肝』が活発になりすぎ、かえってバランスを崩してしまう事もあります。そうすると高血圧や眩暈になりやすいので、狭心症を持つ方は注意が必要です。また精神的なバランスも崩しやすくなり、イライラして溜息ばかりつくようになり、夢をよく見るようになり眠りが浅くなったりします。なかでも元々体力の無い方はボンヤリして無気力になったり、塞ぎこんだりする、い

わゆる『五月病』になる事もあります。

水分補給も忘れずに

東洋医学ではこのような季節を『春は省酸、増甜にして脾気を養うのが良い』と言われています。

春は酸っぱい味の食べ物を避けて、甘いものを食べると気が補われて良いという意味です。甘いものというのは、ナツメや山芋、も

ち米、キャベツなどを指し、生野菜や冷たい食べ物は避けて、暖かい食べ物を食べ、冬の間に入り込んだ『寒』の気を追い出すようにしましょう。また代謝が活発になる季節なので、こまめな水分補給に心掛けて下さい。

『病は食と気から』という事は洋の東西問わず変わりありません。忙しく、つらい事も多い世の中ですが、こんな時だからこそ身体が資本になります。

体調を整え、ゆったりとした気持ちで過ごす事を心掛け、季節の変化を楽しみながら過ごしましょう。

(千葉西総合病院・鎌ヶ谷総合病院
総長 前田 清貴)

チームマイナス6%運動のワンポイント行動アドバイス

省エネ製品買替えナビゲーション・サイト

「しんきゅうさん」 <http://shinkyusan.com/index.html>



今使っている家電商品が古くなり、買い替えを考える時は、省エネ家電を選びましょう。当然、CO₂削減効果も高い商品です。特に、消費電力の高い「エアコン」、「冷蔵庫」、「テレビ」、「照明器具」です。



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成22年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で7,604名となりました。

1. ファイナンシャルプランニングサービス
2. リスクマネジメントサービス
3. 各種保険の企画・設計・販売からアフターケアまでの一貫サービス
4. 保険の賤専門プロならではの迅速な事故処理サービス



保険の総合コンサルタント

株式会社 オリент保険サービス

〒810-0034 福岡市中央区笹丘1-18-1
フリーダイヤル：0120-345-487
TEL：092-752-1811・FAX：092-752-1822
E-Mail：info@orient.jp

一取扱会社—
東京海上日動火災保険
東京海上日動あんしん生命
ソニー生命
アクサ生命
アフラック
アイ・エヌ・ジー生命
オリックス生命保険株式会社

関連会社：(株)西日本インシュアランスビジネス
(株)アイエス



日本代協はチームマイナス6%に参加しています



— 契約者・消費者のために! —
社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>